

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託候補者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年10月5日

三朝町長 松浦 弘幸



1 業務の概要

(1) 業務の名称及び数量

三朝町放課後児童クラブ運営業務

(2) 業務の目的

小学校に就学する児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童について、健全な育成を図るため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者に業務委託することで、安全で安心な運営を期待するとともに、費用対効果の高い事業を実施することとする。

(3) 業務の仕様

三朝町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書による。

(4) 委託期間等

ア 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

イ 委託準備期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(5) 委託料に係る提案限度額（3年間計）

ア 三朝西学童クラブ 62,100,000円

イ 三朝東学童クラブ 42,200,000円

※社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

※本金額は、プロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。

※本事業は、プロポーザルに関する業務委託料について、三朝町一般会計予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業である。予算が成立しない場合は、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生せず、契約締結も行わないものとする。このことにより、参加者に損失が生じた場合も、町は損害賠償の責を負わないものとする。

2 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 法人格を有し、本業務を行う体制を備えていること。

(2) 令和7・8年度三朝町入札参加資格を有すること。当該資格について申請していない場合は、必要な書類を併せて提出すること。

(3) 企画提案書の提出期限に、三朝町の指名停止を受けていないこと。

(4) 令和3年4月1日から公告日の前日までに、鳥取県内の市町村が委託した放課後児童クラブの運営業務の受託実績を有すること。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由）に該当する者

② 次の申立てがなされている者

○ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

○ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

○ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

③ 次のいずれかに該当する者

○ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

○ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

○ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

○ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

○ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 添付資料

(1) 三朝町放課後児童クラブ運営業務委託企画提案実施要項

(2) 三朝町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書

4 お問合せ先

(1) 公募型プロポーザルの手続き及び業務の仕様に関する担当部局

〒682-0195

鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2 三朝町教育委員会事務局 教育振興室

電話 0858-43-3510 F A X 0858-43-0647

メールアドレス kyouiku@town.misasa.tottori.jp

(2) 三朝町入札参加資格に関する問合せ先

鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2 三朝町財政課

電話 0858-43-3516 F A X 0858-43-0647